

全国商工会 会員福祉共済

秋田県版

共済期間 (福祉共済および医療特約)

中途加入

2018年11月1日午後4時～2019年11月1日午後4時 毎月1日午後0時の共済始期でご加入になれます。

国内外・
24時間
フルカバー

傷害共済1口ですと
1日あたりで
約33円!!
ビッグな保障と
ワイドな
内容を実現!

手術にも
手厚い
補償!

掛金・共済金は、
年齢・性別・職種に
関係なく
タイプごとに
一律!

充実した
入院・通院
補償!



福祉共済キャラクター
“えびずくん”

福祉共済の加入者さま・被共済者さま限定ご優待サービス「商工会プラチナ倶楽部」

- 商工会プラチナ倶楽部は、福祉共済の加入者さま・被共済者さま限定優待サービスです。(会費無料)(会員証は、加入者証に同封します。)
- 全国の提携ホテルやレジャー施設、レンタカー、趣味や娯楽、健康、育児など幅広い生活シーンで使える施設がお得な会員料金でご利用いただけます。
- 商工会プラチナ倶楽部会員ご本人さまがご利用になれるのはもちろん、同行される方全員が優待料金でご利用可能です!(一部制限がある場合があります。)

福祉共済

「ケガ」の補償

ご加入方法

〈加入のできる方(=掛金負担者となれる方)〉

- ・秋田県の商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、秋田県の商工会、商工会連合会の役職員とその家族

注)「家族」とは・・・ ①配偶者、父母、子
②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫
③配偶者の父母。等をいいます。

あんしん

〈共済の対象となる方(=被共済者となれる方)〉

- ・上記と同じです。

〈共済期間・掛金〉

- ・共済期間は11月1日の午後4時から翌年11月1日午後4時まで(中途加入の場合は加入月の1日午後0時から11月1日午後4時まで)。申し出のない場合は自動更新です。掛金は職業・年齢・性別に関係なく一律、月払1,000円です。{加入口数は被共済者(共済の対象となる方)一人につき、5口までです。}

ネットウ

〈加入手続き〉

- ・ご加入にあたっては加入申込書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、お近くの商工会までご提出ください。当月締切までにお申込みいただくと、翌々月1日午後4時に共済が開始します。各月のお申込締切については、お近くの商工会までお問い合わせください。

カンタン

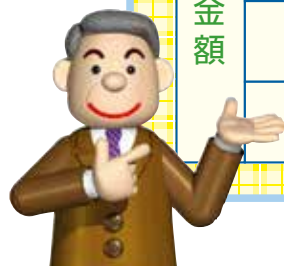
〈掛金の払込〉

- ・掛金は、共済開始月の翌月から毎月15日(金融機関の休業日である場合には翌営業日)に引落しされますので、全く手間がかかりません。しかも、契約はお申し出がないかぎり自動更新されるので、かけ忘れもなく安心です。

5く5く

1口あたり補償金額

加入タイプ		秋田県タイプ
掛 金(1口あたり)		月額 1,000円
加入口数		被共済者1人につき5口まで
傷害共済金額	死亡共済金(1口あたり)	610万円
	後遺障害共済金(1口あたり)	24.4万円～610万円
	手術共済金	手術内容に応じて入院共済金額の10・20・40倍をお支払い
	入院共済金(1日あたり)	3,000円(1日目～1,000日目)
	通院共済金(1日あたり)	2,000円(1日目～90日目)



このようなお支払いをします。

雨の道路で自動車を運転中に、スリップして道路脇の電柱に激突して死亡してしまった場合のお支払い例。
死亡で共済金をお支払いします。

作業中に施盤に右手を巻き込まれて、親指を切断してしまった場合のお支払い例。
後遺障害10級(不慮の事故)、手術(切断四肢再接合術)、入院37日、通院14日で共済金をお支払いをします。
(症状によりお支払いする共済金は異なります。)

医療特約 (福祉共済にご加入されている方が、ご加入いただけます。)

「病気」の補償

全国商工会会員福祉共済・医療特約のご案内

契約者：全国商工会連合会
引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜(株)

- ・医療特約は、全国商工会連合会(以下、全国連)の自家共済と損害保険ジャパン日本興亜(株)の医療保険基本特約、疾病保険特約セット団体総合保険(1年契約用)が共同で引き受けを行う制度です。
- ・この医療特約に加入できる方は、秋田県の商工会会員とその家族、会員の従業員とその家族ならびに秋田県の商工会・秋田県商工会連合会の役員等とその家族にかぎります。
- ・損害保険ジャパン日本興亜(株)の医療保険は、全国連が保険契約者となる団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国連が有します。
- ・共済期間および医療保険の保険期間:2018年11月1日 午後4時~2019年11月1日 午後4時
- ・申込締切日:2018年9月28日
- ・医療共済の掛金および医療保険の保険料引落:2018年12月から開始、毎月15日引落し。
(中途加入は、毎月、受け付けます。末日までのお申込みは、翌々月1日の午前0時からの補償開始および保険開始となります。)

※1人1口のみ

(共済・保険期間 1年 保険部分の団体割引 20% 過去の損害率による割引 10%)

契約年齢	満6歳~満65歳	満66歳~満74歳※1
加入タイプ	D	E
掛金 ()内は医療保険の保険料です。	月々1,000円(230円)※2	
1日あたりの支給額 (疾病入院共済金日額および疾病入院保険金日額)	疾病による入院1日あたり 5,000円(750円)※3	疾病による入院1日あたり 4,000円(750円)※3
1回の入院支払限度日数	支給額一定・掛金一律プラン※3※4	
支払対象外日数	120日※5※6	
手術共済金および保険金	なし。入院1日目から補償されます(日帰り入院※9も補償されます。) ＜入院中に受けた手術の場合＞ 1日あたりの支給額×10倍 ＜外来で受けた手術の場合＞ 1日あたりの支給額×5倍	

- ・保険部分は介護医療保険料控除の対象となります。(2018年7月現在)
- ・年齢は、2018年11月1日時点での満年齢をいいます。
- ・ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- ※1 継続加入であっても、共済および保険の開始日時点で満66歳となった場合には、支給額が4,000円に自動的に移行します。
- ※2 月々1,000円に含まれる損害保険ジャパン日本興亜(株)の医療保険の保険料は230円です。(加入年齢にかかわらず一律)
- ※3 1日あたり支給額(加入年齢に応じて、5,000円または4,000円)のうち、損害保険ジャパン日本興亜(株)の医療保険が750円を補償します。
- ※4 傷害による入院については、共済金および保険金は支払われません。
- ※5 1回の入院につき120日を限度とします。1回の入院とは、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病(前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の疾病を被った場合は、当初の入院と他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。
- ※6 自家共済部分は契約が継続しているかぎり、入院日数に(1回の入院あたりの限度日数はありますが)通算の限度日数はありません。
- ※7 新規のご加入およびご継続のお取扱いは、商工会に所属している方で毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が満6歳以上満74歳以下の方にかぎります。
- ※8 共済期間および保険期間の途中で契約を解約される場合で、共済金および保険金をお支払いする事由が発生しているときは、未経過期間の掛金および保険料を請求することがあります。
- ※9 日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

共済金および保険金のお受け取り例:被共済者の年齢が65歳以下の場合

心筋こうそくで56日間入院し、入院中に手術を受けられた場合

疾病入院共済金および保険金(5,000円×56日) 280,000円
疾病手術共済金および保険金(5,000円×10倍) 50,000円
受取金総額330,000円

※共済金および保険金をお支払いできない主な場合については裏面および「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」をご覧ください。

共済金および保険金の種類	共済金および保険金をお支払いする場合	共済期間および保険期間と支払責任の関係	お支払いする共済金および保険金
疾病入院共済金および保険金	被共済者および被保険者が疾病を被り、その疾病の治療のために入院したとき。	被共済者および被保険者が共済期間中および保険期間中に疾病を被り入院を開始することを要します。	疾病入院共済金日額および疾病入院保険金日額×入院日数(1回の入院について、1回の入院支払限度日数が支払限度日数となります。) 疾病入院共済金部分は通算支払限度日数はありません。疾病入院保険金部分は通算支払限度が1,000日となります。
疾病手術共済金および保険金	被共済者および被保険者が疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において手術を受けたとき。	被共済者および被保険者が共済期間中および保険期間中に疾病を被り手術を受けることを要します。	疾病入院共済金日額および疾病入院保険金日額×入院中の手術の場合:入院保険金日額の10倍、外来の手術の場合:入院保険金日額の5倍。 (注1) 時期を同じくして2種類以上の疾病手術を受けた場合は、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 (注2) 手術の種類によっては、回数の制限があります。

お支払手続きについて

- ・本医療特約では前述のとおり、損害保険ジャパン日本興亜(株)が補償の一部をお引受けていますが、疾病による共済金および保険金のお受け取り手続きをされるときは、全国連を通じた所定の手続で、全国連にてご請求をお願いします。お支払いは損害保険ジャパン日本興亜(株)の保険金を含めて全国連が行います。(損害保険ジャパン日本興亜(株)の保険金については、まず被保険者から保険金支払請求をいただき、全国連にお支払いします。全国連は共済金と保険金を合算して医療特約の全額を被共済者および被保険者にお支払いします。)
- ・共済金および保険金のお受け取り手続きの際に、損害保険ジャパン日本興亜(株)と全国連が個別にご請求された方への連絡、調査を直接行うことがあります。

福祉共済について

ご加入に当たっての注意事項

- ①告知義務：ご加入の際には、加入申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、共済契約が解除されるか（この場合、お支払いいただいた共済掛金も返還できません。）、または共済金をお支払いできないことがあります。特に被共済者（共済の対象となる方）の満年齢及び加入資格等にご注意ください。
- ②共済加入の解除：加入者及び被共済者（共済の対象となる方）が故意または重大な過失によって事実を隠し、或いは重要な事実を告げずに共済契約を締結した場合には、共済契約が解除されることがあります。
- ③共済期間の開始日より前に生じた事故：共済期間の開始日より前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんので、ご注意ください。
- ④共済引受者が破綻した場合の取扱い：この共済は、共済金支払に備えて十分な対策を講じておりますが、万が一共済引受者である全国商工会連合会が破綻した場合には、共済金等お支払いする金額が一部削減されることがあります。

ご加入後の注意事項

- ①加入者証：加入者証は共済開始日翌月の15日に第1回掛金が引き落とされたことを確認したうえで、共済開始月の翌々月中旬以降にお送りいたします。加入者証が届きましたら、ご契約内容をご確認のうえ、紛失しないようご注意ください。
- ②通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に商工会に連絡していただく義務）：ご加入後、加入者証の記載内容等に変更が生じた場合、速やかにお近くの商工会にお知らせください。
- ③事故の通知：ご加入後、事故が起きた場合、事故の日時、場所、被害者名等を速やかにお近くの商工会にご通知ください。
- ④掛金引落不能の場合の再請求：掛金の引落不能が発生した場合には、当月25日に再請求いたします。口座残高にご注意ください。
- ⑤掛金引落不能による契約取消・解除：初回及びその再請求した結果が引落不能となった場合は、加入月の1日に遡って契約取消となり、加入成立後に再請求した結果が引落不能となった場合には、最初に払い込みがなされなかった払込期日の前月1日に遡って解除となりますのでご注意ください。

共済金をお支払いできない主な場合

〈その1〉以下を原因とするケガ

- 加入者、被共済者（共済の対象となる方）や共済金受取人の故意または重大な過失。
- けんかや自殺・犯罪行為。
- 脳疾患、疾病、心身喪失。
- 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置（共済金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）
- 戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性。など

〈その2〉以下の状態にある間に生じたケガ

- 無免許運転・酒気帯り運転・酒酔い運転、麻薬等を使用している運転中。
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、ハンググライダーなどの危険な運動中。
- 自動車等の乗用具による競技または試運転等の間。
- アルコール依存及び薬物依存。など

〈その3〉以下の症状または事由

- 他覚症状のないむち打ち症及び腰痛など。

医療特約について

※「医療保険」の保険金のお支払方法等重要な事項は、加入申込書記載の「契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご加入にあたってのご注意

- ・このパンフレットは自家共済および損害保険ジャパン日本興亜（株）の医療保険（1年契約）の概要をご紹介します。ご家族などの方もご加入いただく場合は、このパンフレットの内容を被共済者および被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
 - ・損害保険ジャパン日本興亜（株）の医療保険の詳細は契約者である全国連にお渡ししている医療保険約款によりますが、ご契約手続き、保険金のお支払条件、その他ご不明の点がありましたら損害保険ジャパン日本興亜（株）または取扱代理店までご連絡ください。
 - ・この医療特約には死亡に対する補償および傷害を被ったことによる入院および手術に対する補償はありません。
 - ・この医療特約では新規ご加入時にかかっている病気については共済金および保険金をお支払いできません。
 - ・翌年度以降更改にあたりご加入された方から変更ならびに解約のお申し出または全国連および保険会社からののご案内がない場合、前年と同条件の補償内容で自動継続されます。
 - ・掛金は医療保険の保険料も含め月々1,000円ですが、共済金および保険金の支払状況によっては、将来掛金（保険料）の引き上げまたは1日あたり支給額の引き下げ等を行う場合があります。
 - ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- <告知の大切さについてのご説明>
- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がご記入ください。
 - ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
 - 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
 - ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

破綻した場合等の取扱いについて

- ・全国連の自家共済は、共済金支払に備えて十分な対策を講じておりますが、万が一共済引受者である全国連が破綻した場合は、共済金等お支払いする金額が一部削減されることがあります。

共済金および保険金をお支払いできない主な場合

1. 傷害を被った場合

- ※傷害とは急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
- ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的に時間的間隔のないことを意味します。
- ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

2. 被共済者および被保険者が以下の事由によって生じた支払事由の場合

- ①共済および保険契約者または被共済者および被保険者の故意または重大な過失
 - ②共済金および保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（医師が治療のために使用した場合を除きます。）
 - ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑥核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由
 - ⑦上記⑤、⑥に随伴して生じた事由またはこれらにもなう秩序の混乱にもとづいて生じた事由
 - ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
 - ⑨アルコール依存および薬物依存等の精神障害
- など

<引受保険会社> 本医療保険についてのお問い合わせ先

損害保険ジャパン日本興亜 株式会社 営業開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL:03-3349-3820

<取扱代理店>

有限会社 秋田まごころサービス
〒010-0921 秋田県秋田市大町1丁目3-21 サンステージ通町101号
TEL:018-883-1123

<<このパンフレットは全国商工会会員福祉共済の概要をご紹介します。詳細は共済約款等によります。>>

商工会

都道府県商工会連合会・全国商工会連合会

お申込み・お問い合わせはお近くの商工会へ

[07-2] 2018年8月13日作成 SJNK18-05711 Br